

## 本人情報シートについて

神戸家庭裁判所

神戸家庭裁判所管内支部，出張所

診断書作成の依頼を受ける際に，依頼者から，福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は，診断書を作成する医師に対し，ご本人の生活状況等に関する情報を提供し，医学的判断を行う際の参考としていただくために，家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には，ぜひ診断の参考資料として御活用ください。なお，記載内容についてのお問合せは，「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。